

社会福祉法人興仁会  
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和6年4月1日 ～ 令和9年3月31日

2 目標

目標: 有給休暇の取得率 60%以上とする

<取組内容>

- ・有給休暇の取得状況を確認し、取得率の低い職員には職員本人への声掛けにより、有給休暇取得を促すとともに、所属長に対して、有給休暇が取得しやすくなるよう、勤務の調整を依頼する。
- ・有給休暇が10日以上発生した職員に対して、労働基準法で定められている最低5日の取得に加え、さらに1日以上の取得を促す。

<<対策期間>>

令和6年4月から